

神奈川県のPFAS対応 について

神奈川県環境農政局環境部環境課
令和6年10月

- 1 P F A S とは**
- 2 国の対応**
- 3 最近の動向**
- 4 県の取り組み**

1 P F A S とは

PFASの定義

■ PFAS (ピーファス)

有機フッ素化合物（炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物）のうち、ペルフルオロアルキル化合物とポリフルオロアルキル化合物の総称であり、1万種類以上あるとされている。

(環境省Q&Aより)

(代表的なPFAS)

PFOS (ピーフォス)

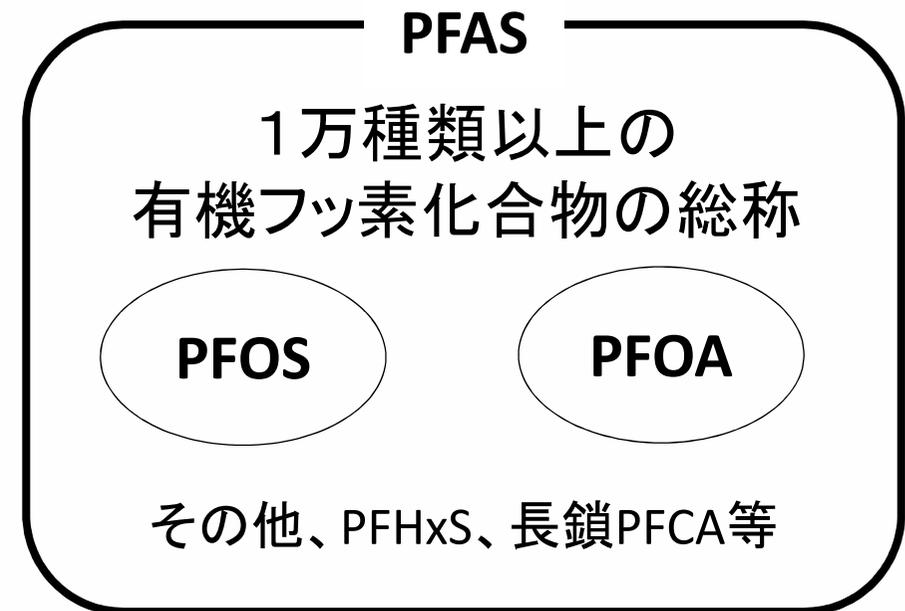
ペルフルオロオクタンスルホン酸

PFOA (ピーフォア)

ペルフルオロオクタン酸

PFHxS

ペルフルオロヘキサンスルホン酸



特徴と構造

■ PFOS・PFOAの特徴

撥水・撥油性、熱・化学的安定性

➡幅広い用途で使用

PFOS：半導体用反射防止剤、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤等

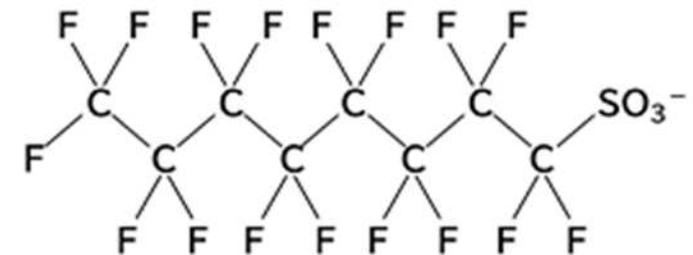
PFOA：フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

難分解性、高蓄積性、長距離移動性

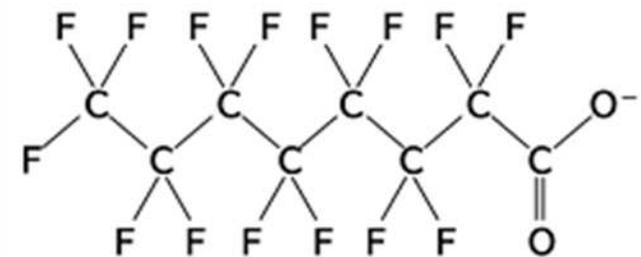
➡環境中に排出されると、地球規模で蓄積し、食物連鎖等を通じ、人や動植物に影響を及ぼす可能性が指摘

(環境省Q&Aを基に作成)

■ 構造



PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)



PFOA(ペルフルオロオクタン酸)

(大阪府HPより)

環境中での検出状況

■ 公共用水域及び地下水の測定 (令和元～4年度)

環境省や自治体による水質測定地点
(延べ2,735地点)のうち暫定目標値
を超過したのは、延べ250地点



出典：令和6年8月1日 PFASに対する総合戦略検討専門家会議（第5回）資料

2 国の対応

製造等の規制

■ POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）

PFOS：2009年「制限」対象に分類

PFOA：2019年「廃絶」対象に分類

PFHxS：2022年「廃絶」対象に分類

➡加盟国が条約を担保できるように国内法で規制

■ 化学物質審査規制法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

- ・ PFOS(2010年)、PFOA(2021年)、PFHxS(2024年)を第一種特定化学物質に指定

➡製造・輸入等は原則禁止（POPs条約の国内担保措置）

- ・ 消火薬剤としての使用・貯蔵は技術基準等に従えば可能

環境中濃度の経年変化

■ 環境省の化学物質環境実態調査 (H21~R4)

- ・ **水質（公共用水域）、底質及び大気**については、**経年的に濃度の減少傾向が統計的に有意**と判定されている。
- ・ **生物**については、魚類では検出率が経年的に減少していることが統計的に有意と判定され**濃度の減少傾向が示唆**されているが、貝類では**減少傾向は有意であると判定されていない**。

【水質】

調査対象物質	水質				生物		大気
	河川域	湖沼域	河口域	海域	貝類	魚類	温暖期
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	↓	—	↓	—	↓	—	↓
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	↓	↓	↓	—	—**	↓	↓

【生物】

【大気】

【底質】

調査対象物質	底質			
	河川域	湖沼域	河口域	海域
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	↓	—	↓	↓
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	↓	—	↓	—

- ↓ : 経年的な濃度の減少傾向が統計的に有意と判定されたもの
- ↓ : 検出率が経年的に減少していることが統計的に有意と判定され、濃度の減少傾向が示唆されたもの
- : 経年的な濃度の減少傾向(又は増加傾向)が統計的に有意であるとは判定されないもの
- ** : 検出率が経年的に減少している(又は増加している)ことが統計的に有意であるとは判定されないもの

水質に関する水道と環境の体系

水道

水道法に基づき、水道事業者が、水道の蛇口において遵守すべき基準

水道水質基準項目

(健康関連) 31項目
(生活上支障関連) 20項目

遵守・検査義務

水質管理目標設定項目

(健康関連) 14項目
(生活上支障関連) 13項目

水道基準に係る検査等に準じた検査を要請

要検討項目

<46項目>

知見の集積

環境

環境基本法に基づき、維持が望ましい基準等。河川・海域や地下水に適用

環境基準項目

(公共用水域) 27項目
(地下水) 28項目

常時監視

要監視項目

(公共用水域) 27項目
(地下水) 25項目

地域の実情に応じた測定指針値に基づく指導

要調査項目

<136項目>

知見の集積

PFOS, PFOA
暫定目標値
50ng/L
(令和2年)

PFHxS
(令和3年)

水道と環境に係る暫定目標値

耐容一日摂取量:

人が、水の飲用以外の経路からの摂取を含め、一生涯に渡って摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される摂取量(令和2年当時の妥当と考えられる毒性評価値のうち、最も低い値を採用)

水の飲用以外の経路からPFOS等が摂取されることを見越して設定した数値

$$\begin{array}{ccccccc} \text{T D I} & & \text{体重} & & \text{水の飲用に} & & \text{暫定目標値} \\ \text{20} & & \text{50 [kg]} & & \text{係る寄与率} & & \text{50 [ng/L]} \\ \text{[ng/kg/day]} & \times & \frac{\text{2 [L/day]}}{\text{一日当たりの摂取量}} & \times & \text{10 [%]} & = & \\ & & & & & & \end{array}$$

暫定目標値は安全側にPFOSとPFOAの合算で50ng/L

注) 1ng/L (ナノグラム・パー・リットル) : 水1リットル中、10億分の1グラム(東京ドーム1つ分の容積の水(120万m³)に1.2gが含まれている時の濃度)

暫定目標値を超えた時の対応

■ 対応の手引き

令和2年6月、環境省と厚労省は公共用水域・地下水において、暫定目標値を超過した際の対応として、「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」を策定。

【超過地点周辺における対応】

1. ばく露防止の取組

目標値を超えた地下水を利用する井戸設置者等に、PFOS等の特性等を情報提供し、飲用を控えるよう助言等を行う

2. 継続的な監視調査

その後の対応を検討するため、濃度の経年的な推移を把握する

3. 追加調査の実施

汚染範囲を把握するため調査範囲を拡大。必要により排出源特定の調査

排水の規制等

■ 排水基準

水質汚濁防止法、県生活環境の保全等に関する条例では、PFASについて、排水基準や地下浸透禁止等の規制はない。

■ 事故時の措置

令和5年2月、PFOS、PFOA及びそれらの塩は水質汚濁防止法の「指定物質」に追加され、同法第14条の2により、事故時の措置の規定が適用されることとなった。

指定施設（例：PFOS等含有泡消火薬剤を貯蔵している施設）の破損等の事故により、PFOS等が公共用水域等に流出した場合、設置者は、直ちに応急の措置を講じ、県・水濁法政令市に届け出なければならない。

今後の対応の方向性

■ PFASに関する今後の対応の方向性（R5.7 環境省事務連絡）

環境省が設置した専門家会議において、PFAS に関して取り組むべき事項をとりまとめた。

1. 管理の強化等

市中在庫量の把握、泡消火薬剤の代替促進、環境中への流出防止徹底、暫定目標値の取扱いの検討

2. 暫定目標値を超えて検出されている地域における対応

手引きの充実による飲用ばく露防止徹底

3. リスクコミュニケーション

Q&A 集を活用した丁寧なリスクコミュニケーション

4. 存在状況に関する調査の強化等

環境モニタリングの強化、人へのばく露モニタリング本調査の実施

Q & A 集

■ PFOS、PFOA に関する Q & A 集 (R5.7 環境省事務連絡)

- ・ 水環境中で PFOS・PFOA が暫定目標値を超過する事例が確認されている状況を踏まえ、環境省専門家会議の監修の下で作成
- ・ PFOS、PFOA に関する基本的情報や Q & A が記載 (全 9 問)

(例)

Q: 身近な環境中の PFOS、PFOA はこれから増えるのでしょうか。

⇒ PFOS、PFOA はいずれも既に製造・輸入が原則禁止されており、環境省の調査によると、2009 年以降、同一の測定点において水質(河川等)、底質、大気中の濃度が全体的な傾向として年々減少傾向にあります。調査は引き続き実施していきます。

Q: 健康影響に関する血中濃度の基準はないのですか。PFOS、PFOA の血液検査を受ければ健康影響を把握できますか。

⇒ 現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかとなっていません。このため、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難なのが現状です。

諸外国等の動き

■ IARCによるPFOS・PFOAの発がん性評価

世界保健機関（WHO）傘下の一機関である 国際がん研究機関（IARC）が、発がん性を評価し、令和5年11月に結果を公表

グループ	評価内容	要因の数	例
1	ヒトに対して発がん性がある	1 2 8	コールタール、アスベスト、たばこ、カドミウム、ディーゼルエンジンの排気ガス、アルコール飲料、加工肉、 PFOA 等
2 A	おそらくヒトに対して発がん性がある	9 5	アクリルアミド、非常に熱い飲み物（65℃以上）、ヒドラジン、夜間勤務、レッドミート（赤肉） 等
2 B	ヒトに対して発がん性がある可能性がある	3 2 3	ベンゾフラン、フェノバルビタール、わらび、漬物、ガソリン、 PFOS 等
3	ヒトに対する発がん性について分類できない	5 0 0	カフェイン、お茶、コレステロール 等

強い
↑
証拠の程度
↓
弱い

※この分類は、ヒトに対する発がんの原因となり得るかどうかの根拠の程度がどれくらいあるかを示すものである。各要因の発がん性の強さや、実際にがんが発生する可能性の大きさとその影響の程度（リスク）を示すものではない。（参考：食品安全委員会HP IARCの評価結果に関するQ&A）

3 最近の動向

諸外国等の動き

■ 諸外国等における飲料水に係る目標値等の設定状況

国名等	目標値[ng/L]		備考
	PFOS	PFOA	
WHO	-	-	2022年に暫定ガイドライン値としてPFOS 100 ng/L、PFOA 100 ng/Lを提案。総PFASは500 ng/Lを提案
日本 (2020)	50 (PFOS、PFOAの合算)		
米国 (2016)	70 (PFOS、PFOAの合算)		定量下限 4 ng/Lを考慮してPFOS 4 ng/L、PFOA 4 ng/Lとする規制値を2024年4月10日に公表。3年以内にモニタリングを実施し、基準超過の場合は5年以内に削減措置。類似物質についても最大汚染レベルを設定
英国 (2021)	100	100	
ドイツ(2017)	100	100	2026年に20PFAS 合計100 ng/L、2028年に4PFAS (PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS) 合計20 ng/Lを適用予定
カナダ(2018)	600	200	年に総PFAS 30 ng/Lの目標値を提案

食品健康影響評価について

■内閣府食品安全委員会による評価結果（R6.6）

- ・令和5年2月～令和6年6月までにPFASワーキンググループを9回開催
- ・収集・整理した文献情報（約3,000報）や海外機関による評価の内容等の科学的知見を踏まえ、20数名の専門家により調査審議を行い、PFOS・PFOA・PFHxSが人の健康に与える影響について評価

耐容一日摂取量（TDI）

PFOS ⇒ 20 ng/kg 体重/日

PFOA ⇒ 20 ng/kg 体重/日

PFHxS ⇒ 現時点では算出は困難

食品健康影響評価の結果を踏まえ、水質の暫定目標値の取扱いについて、現在国が検討中

その他汚染拡大防止に資する取組

■ PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量調査の実施

PFOSを含有する泡消火薬剤について、関係省庁・関係団体と協力し、4年に一度在庫量調査を実施。今回（令和6年）、PFOSに加え、PFOA、PFHxSを含有する泡消火薬剤の在庫量について調査中

■ 地下水・土壌等に関する技術的知見の充実

地下水・土壌中の挙動等に関する知見や、PFASの濃度低減に資する処理技術等に関する知見を充実させる。

■ 活性炭に関する技術的知見の充実

水処理に広く活用されている活性炭について、適正な取扱い等に関する知見を整理する。（活性炭の製造・再生利用事業者などへのヒアリング・調査など）

4 県の取り組み

県の取り組み

(1) モニタリング

→ 水質汚濁防止法の水質測定計画に基づき、公共用水域・地下水の水質調査を実施。また、県営水道での水質検査も実施。

(2) 超過地点対策

→ 暫定目標値を超えた場合は、国の手引きに基づき対応

(3) 情報発信

→ HPでQA、調査結果等を情報発信

(4) 泡消火薬剤対策

→ 泡消火設備の設置者に向けて、HP・チラシにより早期代替を呼び掛け

(5) 米軍基地対応

→ 関係部局と情報共有し対応

(1) モニタリング

■ 水質測定計画に基づくPFOS等の環境調査

令和3年度以降は、県及び水質汚濁防止法政令市※¹が水質測定計画※²に基づき、県所管域の公共用水域・地下水におけるPFOS等の水質測定を実施

※¹ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市

※² 国土交通省、県及び水質汚濁防止法に定める政令10市は、同法第16条の水質測定計画に基づき、環境基準項目などの水質測定を実施。（PFOS等の要監視項目は各機関が実情に応じて実施）

【PFOS等の水質測定地点数】

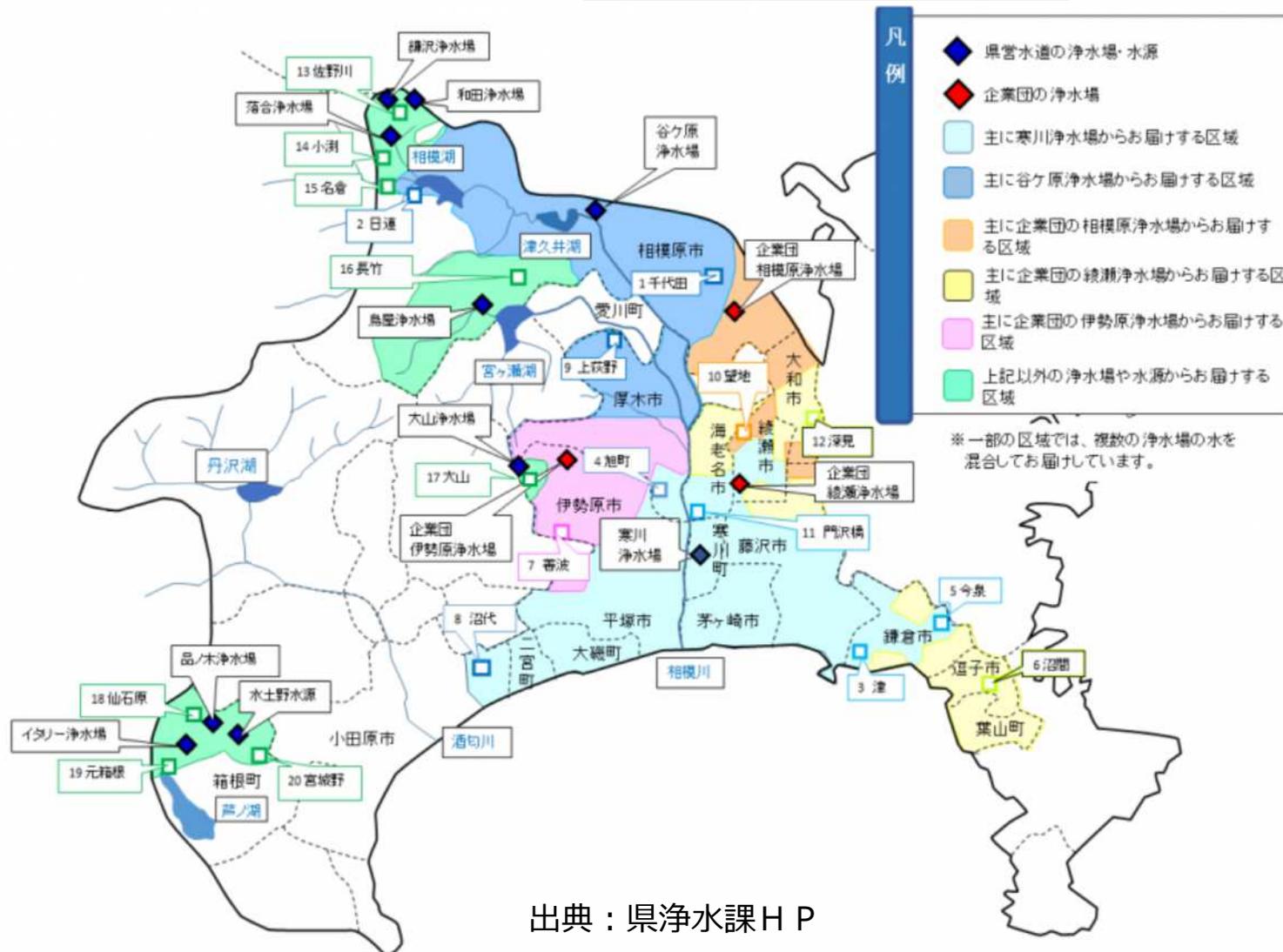
年度	河川	湖沼	海域	地下水
令和3	10 (2)	3 (1)	3 (0)	5 (5)
令和4	17 (8)	0 (0)	3 (0)	19 (19)
令和5	17 (9)	3 (1)	3 (0)	18 (18)
令和6 予定	22 (9)	1 (1)	3 (0)	50 (44)

() 内は県所管域の地点数

(1) モニタリング

■ 県営水道水中のPFOS等の検査

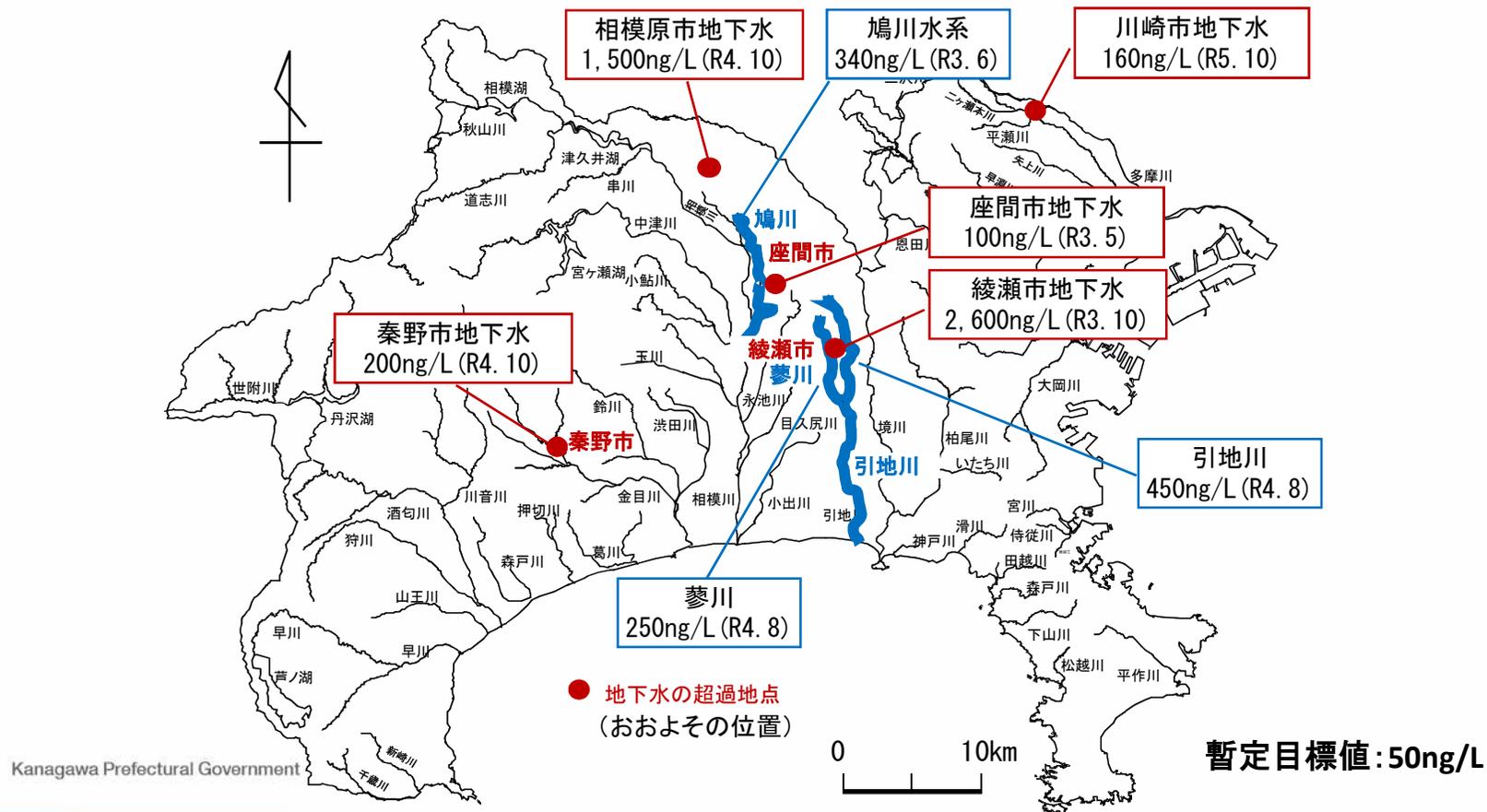
令和2年度から検査を開始しており、これまで全地点で不検出(定量下限値5ng/L)



(2) 超過地点対策

■ 県内での主な超過地点

- これまでに、県内の複数の河川、地下水から暫定目標値を超えるP F O S等が検出されており、国の手引きに従い、周辺住民等への注意喚起、継続的な監視調査、周辺地下水等の調査を実施している。
- 暫定目標値を超過した水の飲用を継続している事例は確認されていない。



(3) 情報発信

■ 県ホームページでの情報発信

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou/yuukihusso.html>



有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）について

有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、環境中で分解されにくく、高い蓄積性があることから、国内外において製造、使用等が規制されています。県は関係機関と連携し、存在状況等の把握に努めています。

新着情報 ※ New

- 令和6年7月31日 [県内の状況](#)を更新しました。
- 令和6年2月15日 [泡消火薬剤](#)を更新しました。
- 令和6年1月11日 [有機フッ素化合物に関するQ&A](#)を更新しました。
- 令和5年5月31日 [リンク集](#)を追加し、ページを全面的に更新しました。

[有機フッ素化合物とは](#) | [Q&A](#) | [リンク集](#) | [県内の状況](#) | [泡消火薬剤](#) | [調査研究](#) |

有機フッ素化合物に関するQ&A

有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）について、県民の皆様のご疑問にお答えします。

1 有機フッ素化合物の性質など

- Q [有機フッ素化合物とは何ですか](#)
- Q [何に使われていたのですか](#)

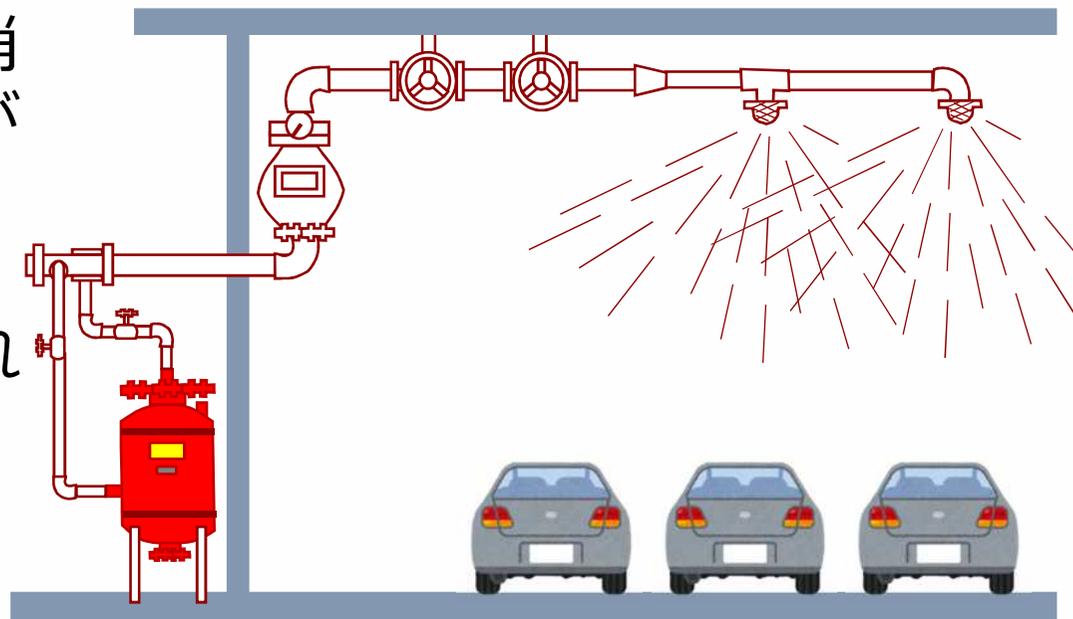
2 有機フッ素化合物に関する規制など

- Q [規制はされていますか](#)
- Q [要監視項目・暫定目標値（暫定指針値）とはどういうものですか](#)
- Q [水道水に規制はありますか](#)
- Q [暫定目標値の見直しはしないのですか](#)

(4) 泡消火薬剤対策

■ 課題

- 規制前に製造された泡消火薬剤は今でも使用等が認められている。
- 火災や誤作動によって、環境中に流出するおそれがある。
- 保管状況の実態が不明



■ 対応

- 今年度、**泡消防設備設置者にアンケート調査を実施**
- P F O S 等含有泡消火薬剤の設置者に対しては、直接非含有薬剤への早期代替を働きかけ等を実施予定

(4) 泡消火薬剤対策

■所有者に対する働きかけ

県内消防機関及び市町村の環境部局を通じて周知（令和5年2月）

神奈川県
環境農政局環境部環境課

令和5年6月1日

泡消火設備を所有している皆様へ

薬剤のPFOS、PFOA含有について確認しましたか？

PFOS(八フルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(八フルオロオクタノ酸)は、製造・輸入が原則禁止されていますが、未だ、泡消火薬剤の形で貯蔵されている場合があります。

- ✓泡消火薬剤がPFOS、PFOAを含有しているときは…
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の基準に従い、保管、表示、点検等をする義務があります。
- ✓泡消火薬剤が漏えいしたときは…
河川等への流出を防ぐため、速やかに応急措置(破損した施設からの流出防止、土嚢の積み上げ、薬剤の回収、汚染土の除去等)を講じ、次の窓口まで連絡してください。

所管区域	県の担当窓口	連絡先
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	横須賀市日の出町 2-9-19 電話 046-823-0210(代表)
海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	厚木市水引 2-3-1 電話 046-224-1111(代表)
秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	平塚市西八幡 1-3-1 電話 0463-22-2711(代表)
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	小田原市荻窪 350-1 電話 0465-32-8000(代表)
その他問合せ	環境農政局環境部 環境課	横浜市中区日本大通1 電話 045-210-4123(直通)

※次の10市の区域については、当該市の環境(水質)担当窓口にお問い合わせください。
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/todokede/madokuti.html>

県消防設備安全協会の会員、県内消防機関及び市町村に対し送付（令和5年12月）

神奈川県
環境農政局環境部環境課

令和5年12月21日

泡消火設備を所有している皆様へ

PFOS、PFOAを含まない泡消火薬剤への早期代替をお願いします！

PFOS、PFOAが河川に流出すると…

- 水道用水、農業用水の取水ができなくなることや、漁業被害が生じること等により、**損害賠償を請求**されるおそれがあります。
- “水質事故”として、水質汚濁防止法に基づき、直ちに**流出防止等の応急措置**を講じ、概要を**知事等に届出**する義務が生じます。

PFOS、PFOAが地下に浸みこむと…

- 地下水を汚染し、周辺の**井戸水が飲めなくなる**おそれがあります。

[チラシに関する問合せ先]
 神奈川県環境農政局環境部環境課水環境グループ
 横浜市中区日本大通1 045-210-4123(直通)

(4) 泡消火薬剤対策

■所有者に対する働きかけ

泡消火薬剤の適正管理・漏えい時の措置を呼びかけるチラシ（令和6年9月）



神奈川県

環境農政局環境部環境課

令和6年9月17日

あわ
その **泡** 流さないで！

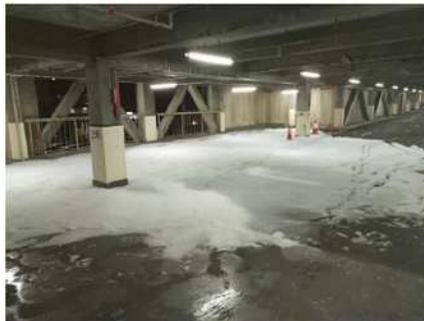
この施設では**PFOS、PFOA含有**
泡消火薬剤を使用しています。

PFOS(ペフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペフルオロオクタン酸)は有機フッ素化合物の一種であり、人の健康や動植物の生態・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

泡消火薬剤が放出されたら、どうすればいいの？

河川等への流出を防ぐため、

- ① **速やかに応急措置**(さらなる放出の停止、土嚢の積み上げ、薬剤の回収、汚染表土の除去等)を講じ、
- ② 裏面の水質保全担当窓口まで**連絡**してください。



泡消火薬剤は安易に
洗い流さず、
バキューム車等で
回収してください。

このチラシに関するお問合せ先
神奈川県 環境農政局環境部 環境課
水環境グループ
電話 045-210-4123(直通)

● PFOS 等含有泡消火薬剤 放出時の連絡窓口

所管区域	県の担当窓口	連絡先
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター環境部 環境課	横須賀市日の出町 2-9-19 電話 046-823-0210 (代表)
海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター環境部 環境保全課	厚木市水引 2-3-1 電話 046-224-1111 (代表)
秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター環境部 環境保全課	平塚市西八幡 1-3-1 電話 0463-22-2711 (代表)
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター環境部 環境保全課	小田原市荻窪 350-1 電話 0465-32-8000(代表)
その他問合せ	環境農政局環境部 環境課	横浜市中区日本大通1 電話 045-210-4123 (直通)

※次の10市の区域については、当該市の水質保全担当窓口にお問い合わせください。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/todokede/madokuti.html>



● 連絡事項

県や市の担当窓口へ、次の情報を連絡してください。

- ・ 使用又は流出した日時、場所
- ・ 泡消火薬剤の製品名
- ・ PFOS、PFOAの含有率又は含有量
- ・ 貯蔵量及び環境中への排出量
- ・ 河川等の周囲の状況 など



● 参考情報

- ・ PFOS、PFOA 等に関する情報(測定結果、リンク集、Q&A など)

神奈川県ホームページ

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou/yuukihusso.html>



- ・ 泡消火薬剤の取扱い(保管基準、廃棄方法等)について

環境省リーフレット

「消火器等の適切な 取扱い・処理をお願いします。」

～PFOS を含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について～

URL : <https://www.env.go.jp/content/900410399.pdf>



(4) 泡消火薬剤対策

■ 国への要望

令和6年6月、関係省庁(厚生労働省、経済産業省、環境省)に対し、次のとおり要望

- 
- ① PFOS等を含む泡消火薬剤の所在等の詳細を把握するための制度を整備すること
 - ② 当該薬剤の使用及び保管を原則禁止し、適正かつ確実な処理を徹底するための法整備を進めること
 - ③ その実行性を確保するため、PFOS等を含まない泡消火薬剤への代替費用を助成する制度を創設すること

(5) 米軍基地対応

■ 横須賀基地排水処理施設における検出事案

令和4年5月4日、横須賀基地内の排水処理施設で特異な泡を発見したため、米側が採水分析をしたところ、排水処理場の排水から暫定目標値を超えるPFOS等が検出(110ng/L)

⇒ 米側は原因特定は困難と説明

■ 厚木基地における流出事故事案

令和4年9月24日、厚木基地内で泡消火設備が誤作動し、PFOS等含有泡消火薬剤が蓼川へ流出（泡消火薬剤約7,000Lと約25万Lの水が混合して放出）

⇒ 翌年、米側から調整池から回収した泥等の処分が完了したと報告

■ 米軍の対応

- ・ 県内基地のPFOS等含有泡消火薬剤は、令和4年11月までに交換完了済み。
- ・ 令和5年6月に在日米軍司令部が声明文を発表。全ての米軍基地で、令和6年10月1日に旧式及び新式泡消火薬剤の使用を禁止し、非フッ素泡消火薬剤若しくは水に移行する。（旧式 = PFOS・PFOA含有、新式 = PFOS・PFOA以外のPFAS含有）

課題と今後の対応

■課題

PFOS等非含有薬剤への代替促進にあたり、市中におけるPFOS等含有薬剤の具体的な保管状況（どこにどれだけ保管されているか）が把握できていない。

■今後の対応

- ・ 泡消火薬剤の設置者へのアンケート調査を実施中であるところ、含有薬剤の設置者に対し、直接非含有薬剤への早期代替を働きかけ等を実施
- ・ モニタリング・超過地点対策を実施
- ・ 関係各課との連携

【環境省HP】

有機フッ素化合物（PFAS）について

(<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>)

【神奈川県HP】

有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）について

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou/yuukihusso.html>)

ご清聴ありがとうございました